

長崎県リサイクル製品等認定制度にかかる申請要領 (令和7年度認定)

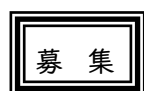
I 認定制度の概要

長崎県では、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図るとともに、リサイクル産業の育成に寄与し、もって循環型社会の形成に資することを目的として、長崎県リサイクル製品等の認定を行っています。

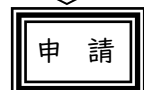
認定を受けた製品等の使用や流通を促進するため、次のような支援を行います。

- 認定を受けた事業者は、認定製品に認定マークを表示して販売することができます。
- 県は、長崎県建設工事共通仕様書に掲載された再生資材について優先的に使用します。
- 県は、ホームページ等で認定製品等を広く広報・PRします。

申請から認定までの流れ



☆ 募集期間 年に2回の募集を行います。

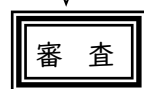


☆ 申請書類 県のホームページから申請書の様式をダウンロードできます。

☆ 申請窓口 長崎県県民生活環境部 資源循環推進課

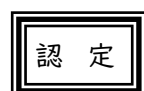
☆ 申請手数料 無料です。

☆ 工場調査 建設資材、工法の新規申請については、申請後、工場調査を実施します。



☆ 認定委員会 有識者で構成する委員会で審査します。

☆ 認定基準 製品の種類ごとに認定基準が定められています。



☆ 認定証 認定委員会の意見を聞いて、知事が認定し、認定証を交付します。

☆ 有効期間 有効期間は3年間です。

Ⅱ 申請要領

Ⅰ 対象となる製品等

(1) リサイクル製品

再生資源を利用した製品で、次の基準を満たすリサイクル製品が対象となります。

- ① 次のいずれかに該当し、かつ、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている工場等で製造等がされていること。
 - ア 県内の工場等で製造等がなされていること。
 - イ 長崎県及び長崎県内の市町、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発されたものであること。
 - ウ 県内企業が開発し、県外の工場で製造等がなされたものであること。
- ② 製品認定基準に適合すること。
- ③ 関係する法令を遵守して製造等がなされること。
- ④ 原材料である再生資源は、入手の経路及び供給者が明らかであること。
- ⑤ 認定の申請時において既に販売され、又は申請から6月以内に販売されることが見込まれること。

(2) リサイクル工法

- ① 工法認定基準に適合すること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ア 県内の企業等が開発し、又は施工するものであること。
 - イ 長崎県及び長崎県内の市町、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発されたものであること。
- ③ 関係する法令を遵守して施工等がなされること。
- ④ 原材料である再生資源は、入手の経路及び供給者が明らかであること。
- ⑤ 認定の申請時において既に県内で施工され、又は申請から6月以内に県内で施工されることが確実であること。

(3) リサイクルシステム

- ① 主として県内で排出される再生資源を利用したリサイクルシステムであること。
- ② 循環型社会の推進に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものであること。
 - ア 地域連携性 地域における様々な主体が密接に連携している取組みであること。
 - イ 環境改善性 4Rに関して環境改善効果が顕著な取組みであること。
 - ウ 経済自立性 自立した継続的な取組みであること。
 - エ 安全性 再生資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること。
- ③ 関係する法令を遵守した取組みであること。

2 申請方法

申請書に次の書類を添えて、長崎県県民生活環境部資源循環推進課に提出してください。

(1) リサイクル製品

- ①申請者の登記事項証明書
- ②申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料
- ③製造工場等の付近見取り図
- ④品質性能に係る検査結果書の写し
- ⑤環境安全性に係る検査結果書の写し
- ⑥品質管理に関する資料
 - a 製造工場等の工場内配置図
 - b 申請製品の製造設備の概要
 - c 申請製品の製造等の工程図（製造フロー図）
 - d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表）
 - e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者
- ⑦製品又は製品の見本及び製品の写真
- ⑧製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）
- ⑨製品のパンフレット、説明書等
- ⑩会社案内、パンフレット等

(2) リサイクル工法

- ①申請者の登記事項証明書
- ②申請者と施工、開発等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料
- ③使用する再生資源の保管場所等の付近見取り図
- ④品質性能に係る検査結果書の写し
- ⑤環境安全性に係る検査結果書の写し
- ⑥品質管理に関する資料
 - a 資材、機材の配置図
 - b 申請製品の製造設備の概要
 - c 申請工法の工程図（フロー図）
 - d 申請工法において使用する再生資源の品質管理基準（社内規格一覧表）
 - e 再生資源の品質管理体制図（保管工場等の組織図）及び品質管理責任者
- ⑦施工状況の写真
- ⑧施工状況の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）
- ⑨施工条件が分かる書類、工法のパンフレット、説明書等
- ⑩会社案内、パンフレット等

(3) リサイクルシステム

- ① リサイクルシステムの概要（別添様式）及びその根拠資料
- ② リサイクルシステムのフロー図
- ③ リサイクルシステム及び製品等の説明書・パンフレット等
- ④ その他参考資料

なお、申請に係る手数料は不要ですが、認定基準に適合していることを証する書類として必要な試験等に係る費用は申請者の負担となります。

3 認定基準

長崎県のホームページ（県ホームページ⇒「くらし・環境」⇒「廃棄物・リサイクル」⇒「4R・ごみゼロながさき推進事業」⇒「リサイクル製品活用促進事業」）をご参照ください。なお、申請に際し、基準を満たしているか十分確認願います。

4 申請書等のダウンロード

申請書等の様式は長崎県申請書ダウンロードサービス（県ホームページ⇒「電子申請」⇒「申請書ダウンロードサービス」⇒「組織別に検索（県民生活環境部）」⇒「資源循環推進課」⇒次ページで5ページ目）からダウンロードできます。

5 申請受付期間

第1回目受付期間：令和7年 6月16日 ～ 令和7年 7月31日

第2回目受付期間：令和7年12月10日 ～ 令和8年 1月30日（予定）

6 審査

申請された製品は、有識者で構成する長崎県リサイクル製品等認定委員会の審査を経たうえで、知事が認定の可否を決定します。

7 認定

認定された場合は、「長崎県リサイクル製品（工法、システム）認定証」を交付します。

なお、認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までです。

8 認定マーク

認定製品を製造する事業者は、原則として製品に認定マークを表示していただきます。

長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課 循環型社会推進班
TEL：095-895-2373／FAX：095-824-4781
E-mail：sl6100@pref.nagasaki.lg.jp